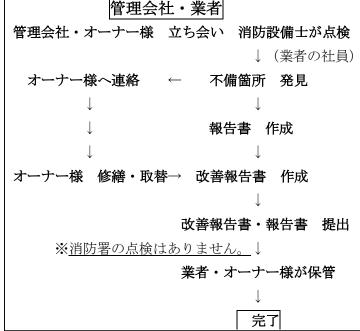
京都市内の消防設備点検に関して言えば、

3年以上、消防設備報告書が提出されていない建物(※ I)については、事前通告無 しに、市内の消防署の方が点検されます。消防署の点検方法は細かくあり、ここでは 述べませんが、消火器の点検日付けをよくチェックされるとのことです。点検不備及び

各オーナー様 オーナー様が点検 報告書 作成 完了 報告書 提出 オーナー様が保管 消防署が点検 改善箇所↓指示 オーナー様が修繕・取替 滴正 不備・違反 作成 改善計画書 \uparrow 消防署が点検 改善計画書 提出



各オーナー様ご自身でなさる場合は、点検から報告まですべて、しなければなりませ ん。手間がかかり、建物に不備・違反がある限り、点検しなければなりません。その点、 管理会社・業者に消防設備報告を任されますと、費用は発生しますが点検(消防設 備士)、報告書提出~報告書管理までされますので、非常に手間が省けます。

尚、弊社では、消防用設備に携わる業者と提携を致しております。 新設置は勿論、点検業務、保守契約、消防手続一切の業務につきましては、こちら から手配をさせていただきますので、お気軽に各店舗迄お問い合わせ下さい。

- ※ I 次の1又は2に該当する建物以外
 - 1 延べ面積は1000㎡以上の建物
 - 2 次の1及び2の条件に該当する建物
 - (1)特定用途(不特定多数の者が利用する用途)が3階以上の階又は地階に存するもの
 - (2)階段が1つのもの(屋外に設けられた階段等であれば免除)



USAGI通信

USAGI通信

学生ハウジング 00.00.00